

令和5年度「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託 概要

1 添付書類・目次

- (1) スケジュール … 3 ページ
- (2) 受託候補者特定に係る実施要領 (別紙 1) … 4 ページ
- (3) 提案書作成要領 (別紙 2) … 6 ページ
- (4) 提案書評価基準 (別紙 3) … 12 ページ
- (5) 業務説明資料 (別紙 4) … 17 ページ
- (6) 個人情報取扱特記事項 (別紙 5) … 82 ページ
- (7) 様式・要領 (別紙 6) … 85 ページ

2 業務概要

本業務委託は、高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」(以下「ふくしらべ」という。)について、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の方針及びそのプロモーションを踏まえ、市民が必要な情報を取り、市民に具体的な行動変容を促すきっかけを提供することを目的に、ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査を実施した上で、継続・発展性のあるWEBサイトの在り方を検討・提案し、それをもとに具体的な改修の設計図となるような構成を作成します。なお、ここで言う「構成」とは、画面のレイアウトや階層構造、具体的なページ内容などウェブサイト全体の作りを指すものとします。

上記目的を達するため、本業務委託においては、「ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査の実施及び分析」、「継続・発展性のあるWEBサイトの在り方の検討・提案」、「調査等を踏まえた、改修企画」等について委託します。

3 公募型プロポーザル方式について

(1) 公募型プロポーザル方式採用の理由

委託事業者の実績や専門的な知識等を重視して評価する必要があると判断し、公募型プロポーザルによって業者選定を行います。

(2) プロポーザル参加資格

別紙 2 「提案書作成要領 3 提案資格」のとおり

(3) プロポーザル評価委員会

公募型プロポーザルの実施にあたり、「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託プロポーザル評価委員会を設置します。評価委員就任依頼予定者は次のとおりです。

評価委員会 委員名簿	
委員長	健康福祉局総務部企画課長
副委員長	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
委員	健康福祉局地域保健福祉部福祉保健課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
委員	健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長

(4) 公募型プロポーザル実施日程（予定）

日程	手続き等
令和5年9月15日	ホームページ掲載（参加意向申出受付開始）
令和5年9月28日	参加意向申出書の提出締切
令和5年10月6日	質問の受付締切
令和5年10月18日	提案書受付締切
令和5年10月下旬	業者ヒアリング・評価委員会開催
令和5年11月初旬	健康福祉局第二入札参加資格・指名業者選定委員会（選定）

令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託
スケジュール

日程	事業者提出書類及び手続等	流れ
令和5年9月15日	参加意向申出書(様式1)受付開始	横浜市HP掲載
令和5年9月28日 17時15分必着	<p>★参加意向申出書(様式1)・資格確認書類 提出締切 (本市入札参加資格の有資格者名簿に登載されていない事業者様は、入札参加資格審査申請書の写しを必ず添付してください)</p> <p>※本プロポーザルの参加には、横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登載されているか、参加意向申出書を提出した時点で、登録申請中であることが必要です。手続き等ご不明な場合は下記担当までお問い合わせください。 (横浜市入札参加資格申請HP) http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/</p>	
令和5年9月29日		提案資格確認結果通知書(様式2)送付(全員) プロポーザル関係書類 提出要請書(様式6)の送付(有参加資格者のみ)
令和5年10月6日 17時15分必着	質問書(要領-1)提出締切 ※質問がある場合のみ提出	
令和5年10月11日頃		質問回答
令和5年10月18日 17時15分必着	提案書表紙(様式5)、★(要領-2~8)提出締切	
令和5年10月下旬	ヒアリング (会場:市庁舎及び周辺施設会議室またはオンライン)	評価委員会
令和5年11月中旬		結果通知書(様式7)の送付
令和5年11月下旬		契約手続き等
令和5年11月下旬		業務開始

健康福祉局地域包括ケア推進課
電話:045-671-3464 FAX:045-550-4096

令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)及び健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 健康福祉局総務部企画課長
 - 副委員長 健康福祉局地域保健福祉部高齢健康福祉課長
 - 委員 健康福祉局地域保健福祉部福祉保健課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
 - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
 - 6 評価の結果、採点が同点の場合は、委員長が評価の順位を定めるものとする。
 - 7 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和5年9月13日から施行する。

令和5年度 「ふくしらべ」 (ウェブサイト) の改修に向けた調査及び改修企画業務委託
提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和5年度「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格(上限)は約5,000千円(税込)です。

3 提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の(1)、(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)の要件を満たすこととします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた次の営業種目について、「各種調査企画」が3位以内、また「コンピューター業務」(順位不問)に登録が認められた者であること。
- (2) 令和5・6年度の一般競争入札参加有資格者名簿には、まだ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、当該契約に対応するとして定めた上記(1)と同様の営業種目(各種調査企画については3位以内)について現に申込み中であり、契約締結日までに登載が完了する者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 参加表明手続き(参加意向申出書の提出)

本プロポーザルに参加する場合は、下記の提出書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和5年9月28日(木)17時15分まで(必着)
- (2) 提出書類

ア 参加意向申出書 様式1

イ 横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登録申請中である場合は、申請中であることが確認できる書類(申請受付内容及び入札参加資格審査

申請書の写し)

(3) 提出先及び方法

提出先 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

担当：伊藤・青柳・高野

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3464 F A X：045-550-4096

電子メール：kf-chiikihokatsu@city.yokohama.jp

提出方法 持参又は郵送（指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません）（持参以外の場合は到達確認を行ってください。）

(4) 注意事項

参加申し込みには「横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）」への登録が必要です。参加意向申出書の提出までに、登録の申込みを行ってください。

※手続きの詳細は、横浜市電子入札システムサイト「ヨコハマ・入札のとびら」

(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)をご確認いただくか、下記、ヘルプデスクへ問合せください。

電子入札ヘルプデスク

申請入力方法等のお問合せを一括して受け付けます。

TEL：045-662-7992

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日除く。）

5 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書の提案資格を確認し、提案資格の有無にかかわらず、提案資格確認結果通知書（様式2）を郵送及び電子メールにて送付します。

併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式6）を郵送及び電子メールで送付します。

(1) 通知日

令和5年9月29日（金）までに行います。

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書の提出

内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル関係書類提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年10月6日（金） 17時15分まで（必着）
- (2) 提出書類 質問書（要領－1）
- (3) 提出先 4(3)と同じ
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール（持参以外の場合は到達確認を行ってください。）
- (5) 回答送付日及び方法 令和5年10月11日（水）頃までにホームページに掲載します。

7 提案書の書式・内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（様式5 提案書及び要領－2～8）に基づき作成してください。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。
 - ア 提案者の業務経歴（要領－2）
 - イ 業務実施体制（要領－3－1）
 - ウ 予定従事者の業務経歴等（要領－3－2）
 - エ 業務の理解度について（要領－4）
 - オ 業務の実施方針について（要領－5）
 - カ 業務の実施手法について（要領－6）
 - キ 提案書の開示に係る意向申出書（要領－7）
 - ク ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組（要領－8）
- (4) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。
 - ア 提案は、考え方を文書、イメージ図、イラスト等を使用し、簡潔に記述してください。
 - イ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、各様式のページ数の上限に収まる範囲で記述してください。
 - ウ 色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

8 評価基準

別紙提案書評価基準のとおり

9 提案書等の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出物 提案書類一式（7(3)のとおり）：2部（正本1部、複写1部）
- イ 提出先 4(3)と同じ
- ウ 提出期限 令和5年10月18日（水）17時15分まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の管理者及び担当者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年10月下旬（予定）
- (2) 実施場所 横浜市庁舎又は市庁舎周辺の会議室又はオンライン（予定）
- (3) 出席者 管理者又は担当者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 日時等の詳細については別途お知らせします。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	健康福祉局第二業者選定委員会	令和5年度「ふくしらべ」（ウェブサイト）の改修に向けた調査及び改修企画業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	健康福祉局 ・ 副局長 ・ 総務課長 ・ 職員課長	健康福祉局 ・ 企画課長 ・ 高齢健康福祉課長 ・ 福祉保健課長

<ul style="list-style-type: none"> ・企画課長 ・福祉保健課長 ・生活支援課長 ・健康推進課長 ・障害施策推進課長 ・高齢健康福祉課長 ・経理係長(又は総務課担当係長) ・その他委員長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進課長 ・高齢在宅支援課長 ・介護事業指導課長
---	---

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知時期 令和5年11月中旬

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日後の17時15分までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出されたプロポーザルについて他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続きにおける注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる

ことがあります。

- (2) プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後または指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- (8) ヒアリングに出席しなかった者。

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) この契約は、本市契約約款を適用することとします。

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点	評価	評価点
会社の業務経歴 (5点)	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容についてお書きください。		5		
予定従事者の経験及び業務実施能力 (10点)	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	5		
	担当者	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	5		
業務実施方針及び手法 (60点)	理解度 業務内容の	介護などで今困っている方や、将来年を重ねた時に備えて今から準備をしておきたい方が必要とする情報を掲載する「ふくしらべ」について、十分に理解しているか。	10		
		今後、「ふくしらべ」が高齢者の行動変容につながるような発展をするために必要な点が、高齢者等への十分な理解のもと書かれているか。	10		
	い 業務実施方針につ	ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査の実施方針・具体的な計画が、目的を達成するために具体的に考えられた案となっているか。	10		
		継続・発展性のあるWEBサイトの在り方の検討・提案に関する記載内容が、趣旨を踏まえた具体的に考えられた案となっているか。	10		
		上記(1)・(2)を踏まえた改修企画について、現実的かつ効果的なものとなっているか。	10		
業務の進め方、横浜市との役割分担等の妥当性		10			
取組意欲等 (40点)	業務に対する取組意欲		10		
	理解度、専門技術力		10		
	提案の実現性		10		
	効果的、効率的な検討の工夫の有無		10		

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワークライフ バランスに関 する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	1		
障害者雇用に関 する取組(1 点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1		
健康経営に関す る取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1		
評価点の合計 (120点)				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価点は以下のとおりとする。
 配点10点の項目の場合、A=10点、B=6点、C=0点
 配点5点の項目の場合、A=5点、B=3点、C=0点
 配点1点の項目の場合、A=1点、B=0点（C評価はなし）
- (3) 評価委員の合計評価点の60%を基準点とする（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は720点、基準点は432点）。基準点に達しない場合は不適格とする。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、その認定範囲を明確にし、所定の提出書類に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
会社の業務経歴	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容及びその件数		高度かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績が2件以下	
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	実績が5件以上	ACに該当しない	実績が2件以下	
	担当者	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	実績が5件以上	ACに該当しない	実績が2件以下	
業務実施方針及び手法	介護などで今困っている方や、将来年を重ねた時に備えて今から準備をしておきたい方が必要とする情報を掲載する「ふくしらべ」について、十分に理解しているか。		十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 根拠を示しながら、正しく説明することができる。
	今後、「ふくしらべ」が高齢者の行動変容につながるような発展をするために必要な点が、高齢者等への十分な理解のもと書かれているか。		十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 事例や研究成果等を変え、根拠を示しながら、適切に説明することができる。
	ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査の実施方針・具体的な計画が、目的を達成するために具体的に考えられた案となっているか。		特に優れている	一定程度打ち出せている	妥当とはいえない	A評価例 目的を達成できる、具体的な計画となっている。

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
業務実施方針 及び手法	継続・発展性のあるWEBサイトの在り方の検討・提案に関する記載内容が、趣旨を踏まえた具体的に考えられた案となっているか。	特に優れている	十分である	十分とはいえない	A評価例 目的を達成できる、具体的な計画となっている。
	上記(1)・(2)を踏まえた改修企画について、現実的かつ効果的なものとなっているか。	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例 提案内容が具体的・現実的であり、なぜその取組を行うことが効果的なのか根拠を持って説明されている。
	業務の進め方、横浜市との役割分担等が妥当であるか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	A評価例 横浜市との信頼関係を構築し、適切に判断を仰ぎながら、責任を持って業務を遂行する内容となっている。
取組意欲等	業務に対する取組意欲	非常に意欲がある	意欲がある	意欲がない	
	理解度、専門技術力	特に優れている	十分である	十分とはいえない	
	提案の実現性	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	
	効果的、計画時の検討への工夫の有無	特に優れている	十分である	十分とはいえない	
ワークライフバランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—	

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
ワークライフバランスに関する取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上	—	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	—	
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	達成していない（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）	—	
健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を受けている。	認定若しくは認証を受けていない。	—	

令和5年度「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託
業務説明資料

1 件名

令和5年度「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年2月22日まで

(令和6年度業務は令和5年4月1日から令和6年3月31日までを予定)

3 履行場所

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部、受託者社内及び委託者が指定した場所

4 業務の目的

本業務委託は、高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」(以下「ふくしらべ」という。)について、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の方針及びそのプロモーションを踏まえ、市民が必要な情報を取り、市民に具体的な行動変容を促すきっかけを提供することを目的に、ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査を実施した上で、継続・発展性のあるWEBサイトの在り方を検討・提案し、それをもとに具体的な改修の設計図となるような構成を作成する。なお、ここで言う「構成」とは、画面のレイアウトや階層構造、具体的なページ内容などウェブサイト全体の作りを指すものとする。

また、イラストについては、現サイトのものを活用する。デザインについては、本市の様々な計画との融合を図るものとする。

5 業務の概要

(1) ふくしらべが対象とする層へのニーズ調査の実施及び分析

親の介護に直面し情報を必要とする市民や、退職前後の高齢者など、高齢期の暮らしに関する情報を必要とする市民の、日頃の情報の入手方法や必要とする情報の内容を調査する。調査項目には、現サイトへの評価も含む。

調査方法は、対象層へのアンケート及びインタビュー調査、高齢者を支援する機関(地域ケアプラザや居宅介護支援事業所等)へのヒアリング調査とする。なお、アンケートは概ね1,000件、インタビュー調査は対象層の属性を分類した上で各分類10件程度、高齢者を支援する機関へのヒアリング調査は5件程度とする。詳細は、委託者と協議の上、決定する。

また、それぞれの調査結果についてまとめた上で、分析を行う。

(2) 継続・発展性のあるWEBサイトの在り方の検討・提案

今後も定期的な改修及び長期的な普及啓発の観点から制作や保守・運用事業者に変更があってもWEBサイトのアドレスの変更のない継続性ある運用ができるよう、WEBサイトに係るすべての事項において著作権法上の制限がない(制作や保守・運用事業所の変更があっても改修・継承が可能な)WEBサイトの在り方を検討し、提案する。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえた、改修企画

市民にとってわかりやすい地域包括ケアに関する総合的な情報発信サイトとするため、上記(1)及び(2)を踏まえ、必要な情報及び市民が必要な情報にたどりやすい企画等を整理の上、

具体的な改修の構成を制作する。なお、現在の機能は活かすことを前提とする。

(4) 全体進捗管理

ア スケジュールの作成

各業務を遅滞なく確実に遂行するため、進捗管理を目的とした全体スケジュールを作成すること。なお、スケジュールの変更があった場合は、委託者と協議の上、都度全体スケジュールを修正し提出すること。

イ 制作管理に関する定期的な打合せ

業務履行にあたっての作業方法、進捗状況等に関する打合せを月2回程度実施すること。

打合せの日程は事前に決め、委託者に提出するスケジュールに記載するとともに、打合せの日程変更や追加があった場合には、都度スケジュールを修正し提出すること。

また、打合せで使用する資料等は、事前に委託者に提出し、確認を受けるものとする。

(5) ガイドラインの順守

各ページは原則として横浜市インターネット情報受発信ガイドライン 細則「Web ページ作成基準」に沿ったものとし、特にアクセシビリティに配慮し、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に従い、以下の対応をとること。

(ア) 構築時に JIS_X_8341-3:2016 の等級 AA に準拠した設計・実装とすること。

(イ) JIS_X_8341-3:2016 の等級 AA に準拠していることを確認する試験を実施し、ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果を公開すること。公開のタイミングについては、委託者と協議するものとする。

(ウ) 試験は、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定める「JIS_X_8341-3:2016 試験実施ガイドライン」(<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>)に基づき実施すること。試験範囲は、当該サイト・システムのページのうち、できる限り異なる構造・パターンを持つページを対象とする。

(エ) 公開するウェブアクセシビリティ方針及び試験結果については、それ自身を等級 AA に準拠した HTML ページとすること。

(オ) パソコン用のふくしらべについては、Chrome、Safari において、具体的な表示等を確認し、利用者に対して、Chrome、Safari 等の推奨ブラウザについて案内表示等を行うこと。また、Microsoft Edge、MozillaFirefox、Google Chrome、Mac OS などで表示した際に、文字の崩れ等があった場合については、受託者の可能な範囲で確認・修正すること。

(カ) スマートフォンについては、iOS、Android それぞれの標準ブラウザ最新版で具体的な表示等を確認すること。

6 業務参考資料

(1) ふくしらべ

<https://fukushirabe.city.yokohama.lg.jp/>

(2) ふくしらべコンセプトブック

別紙のとおり

(3) 横浜市ウェブサイト「ヨコハマ未来スイッチ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/care-system/switch.html>

(4) よこはま地域包括ケア計画（第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認

知症施策推進計画)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/c_hiikihoukatsu-care/8ki-keikaku.html

- (5) 第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案（案）別紙のとおり

7 納品物及び納期

成果物は次のとおりとし、各提出期限までに提出すること。電子データは原則 Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたものであり、再加工できるものとする。

ただし、イラスト等 Microsoft Office による作成によりがたい場合は、委託契約後双方で確認したうえで、その他の形式に変更できるものとする。

また、Microsoft Office のうちいずれの形式を選択するかは提案することとし、委託契約後双方で確認し、変更できるものとする。

納品物	提出形式	納期
(1) スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(2) その他本業務において作成した資料等	電子データ	令和6年2月22日までの間で適宜指示する

8 業務価格

業務価格は、5,000千円（税込）を限度とする。

なお、令和5年度の業務に特段の支障がなく、令和6年度予算が横浜市議会において議決された場合は、令和6年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定（ただし、令和6年4月1日時点で、令和5・6年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に引き続き登録があることを条件とする）。

9 部分払い

しない

10 支払期限等

委託した業務内容が履行され、検査に合格後、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

11 留意事項

- (1) 打合せ・協議等は必要に応じて随時行う。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月31日規則第59号）に定めるところによるほか、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。
- (3) 受託者の体制については、契約締結後速やかに提示すること。ただし、本委託業務の管理者（本委託業務全体全体を統括するとともに、全てにおいて責任を持つ者）については、基本的に委託期間中は同一人物が継続した対応を行うこととする。また、業務要件整理ができる人材や品質管理体制等にも配慮した体制で臨むこととする。

なお、病気等、不測の事態により当該者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、当該者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。

- (4) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上決定する。

- (5) 納品物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として横浜市に帰属する。また、これら納品物等の第三者への提供や内容の転載については、横浜市の承諾を必要とする。また、受託者はこれら納品物に関し、委託者及び委託者からの譲り受け人に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。

11 適用文書

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別紙の文書を遵守しなければならない。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) 個人情報取扱特記事項
- (4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
- (5) Web アプリケーションの作成基準
- (6) Web アプリケーションの脆弱性チェックリスト

ふくしべ



CONCEPT BOOK

Powered by

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

CONCEPT

- ふくしべのコンセプト -

高齢福祉の情報を誰もが簡単に得られるサイト。

VISION

- ふくしへの目指す姿 -

知ることによって自分の将来の選択肢が広がる。
年齢を重ねても、自分らしく暮らせる社会の実現へ。

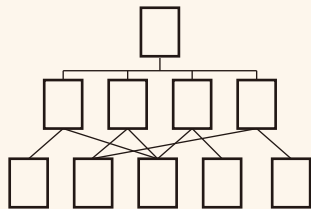
MISSION

- ふくしへの役割 -

1

欲しい情報にたどり着けない
情報の交通整理

横浜市民が欲しい福祉情報
に簡単にアクセスできる



2

みたけどわからない
再編集

福祉の情報や高齢期のヒントをわかりやすく伝える



3

本当に相談していいか不安
ご案内する

気軽に相談できることを伝えて、窓口へ誘導する



健康福祉の情報は膨大で、専門用語も多いため、困っている人が認識するには**そもそも難易度が高い**というのが現状です。

POINT1

< 市民が抱えているもやもや > _____ < 的確な情報でスッキリ >

両親ともそろそろ介護が必要そうだけど、どこに相談していいのかわからない **まずは近くのケアプラへ!**

定年退職したけど、これからなにをしたらいいんだろう **働いたり、地域活動に参加したり、学んだり。**

認知症の親との同居に疲れた。みんなどうしてるんだろう **こんな人たちがいますよ。相談もできますよ。**

地域活動ってよく聞くけどなんのことだろう **例えをだしてわかりやすく説明します!連絡先はここですよ。**

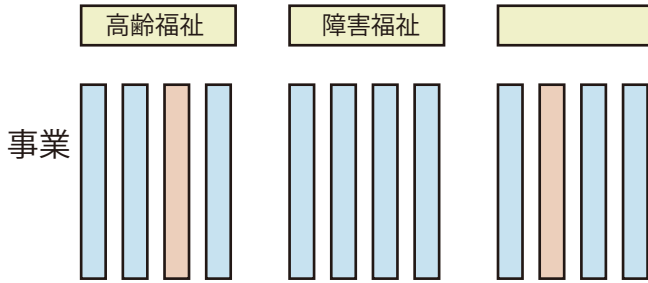
子どもや孫に迷惑かけないために終活をしてみたい **エンディングノートを書いてみたらどうでしょう?**

市民が抱えるもやもやに対し、相談先やアクションといった明確な出口を示すことで行動変容を促します。
事業ごとに分かれている情報も、関連するものはまとめて伝えられるようにします。
R3 では時事ネタではなくて、据置できる情報をメインに扱います。

POINT2

横浜市の事業ごとではなく、市民が自分の興味関心から情報を探せるサイトにしていきます。

横浜市 web サイト

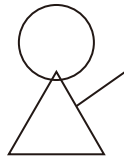


事業を横断するケース

例えば特養

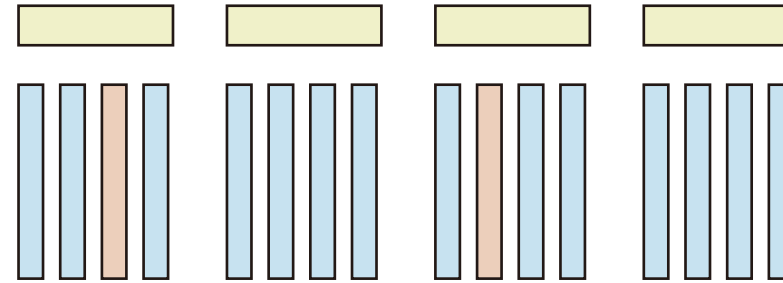
65 歳以上、介護保険、障害者手帳、

?

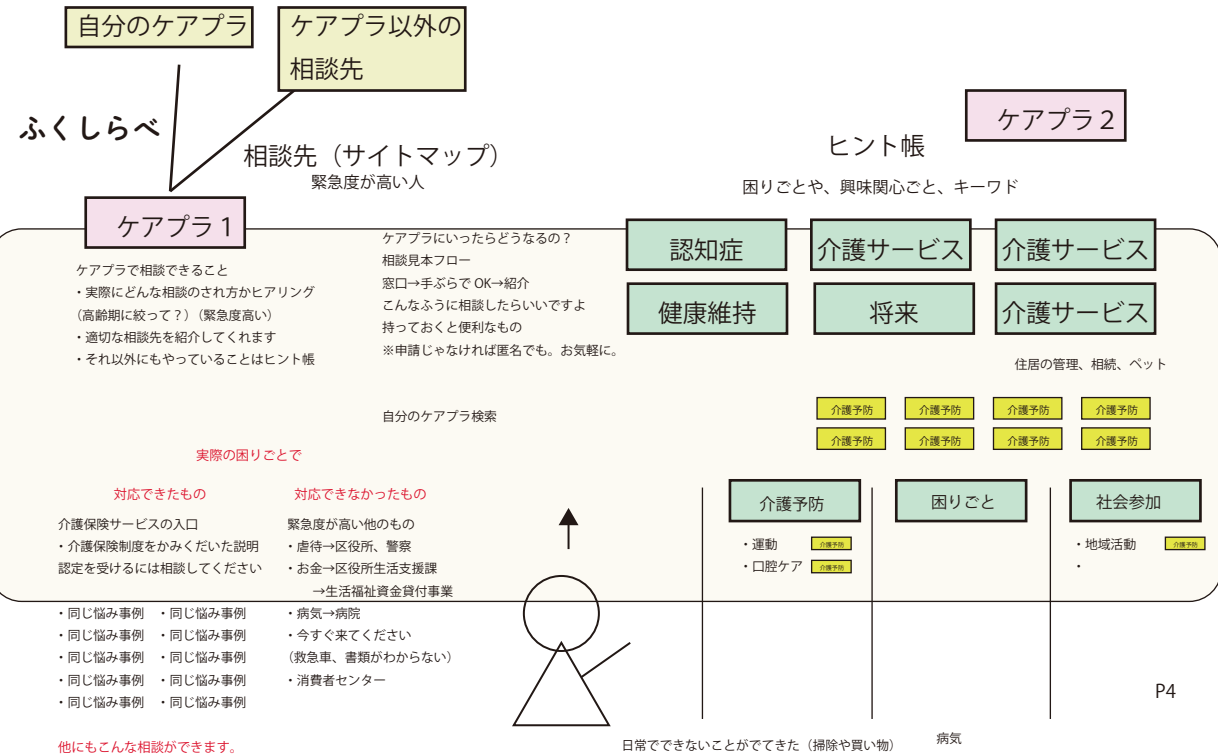
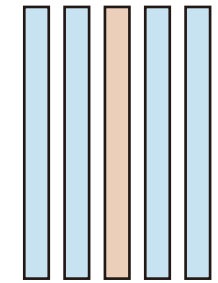


必要な情報がどこにあるかわからない
必要な情報がひとつとは限らない

横浜市 web サイト



外部団体のサイト



P4

TARGET

- ふくしべのユーザー -

1 今すぐ相談したい人

目の前に困っていることがあり、サービスを利用したり相談をしたい人。福祉の知識は全くなく、専門的な用語もわからない。なんと検索していいのかもわからない。

2 老後が気になる人

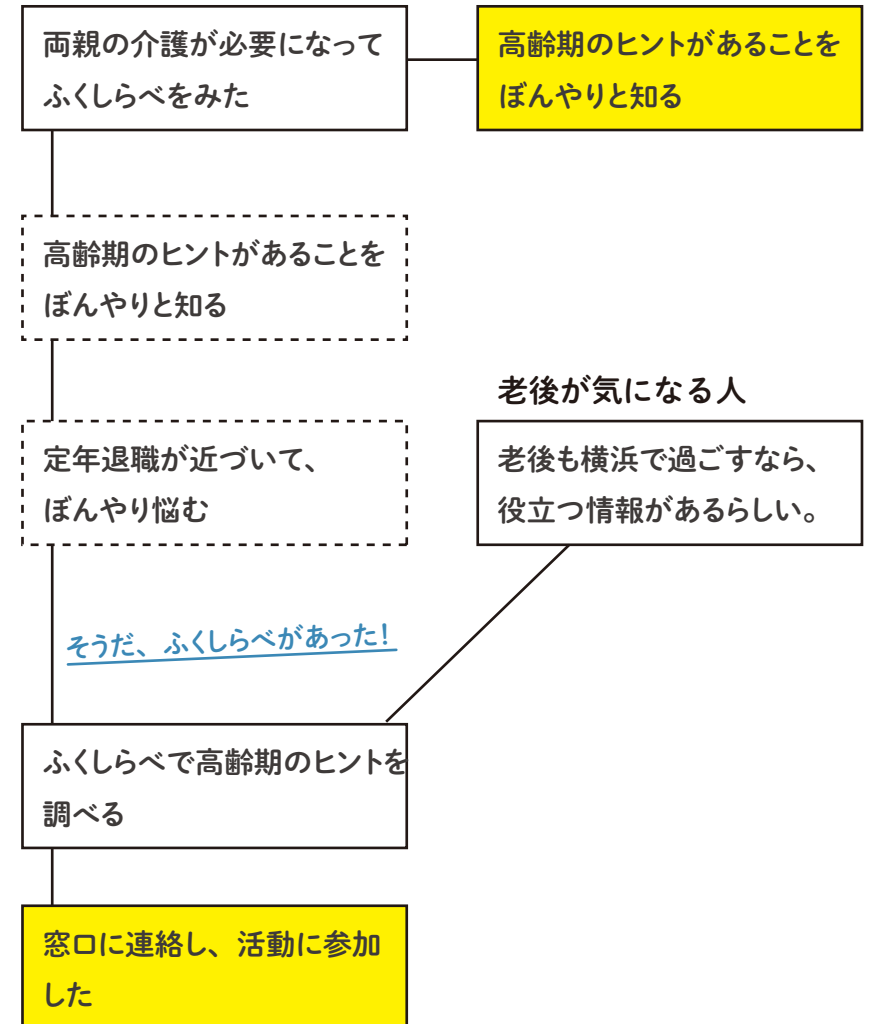
自分や家族の老後を考えていて、どんなことが出来るか様々な情報を得たい人。今後のために選択肢を持っておきたい。いま出来ることがあるならやっておきたい。

※家族のことで情報を探している人に、自分にもこんな選択肢があるんだと気づくきっかけにもなって欲しい。

コアターゲットは2だが、きっかけがなければ高齢期のヒントを探すことはありません。戦略的に1のターゲットを含めることで、福祉や介護を自分ごとと感じた人たちをターゲットにしていきます。

< 想定しているフロー >

今すぐ相談したい人



CONTENTS

- ふくしべで調べられること -

1 About us



ふくしらべの使い方や作った理由を説明します。横浜市の高齢化の現状や予測から、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していることを伝えます。

2 介護の相談先



「自分がどこに相談したらいいか」を見つけられるページです。地域ケアプラザの存在をより多くの横浜市民に知ってもらうことも目的のひとつです。

前段階の情報も。

3 高齢期のヒント集

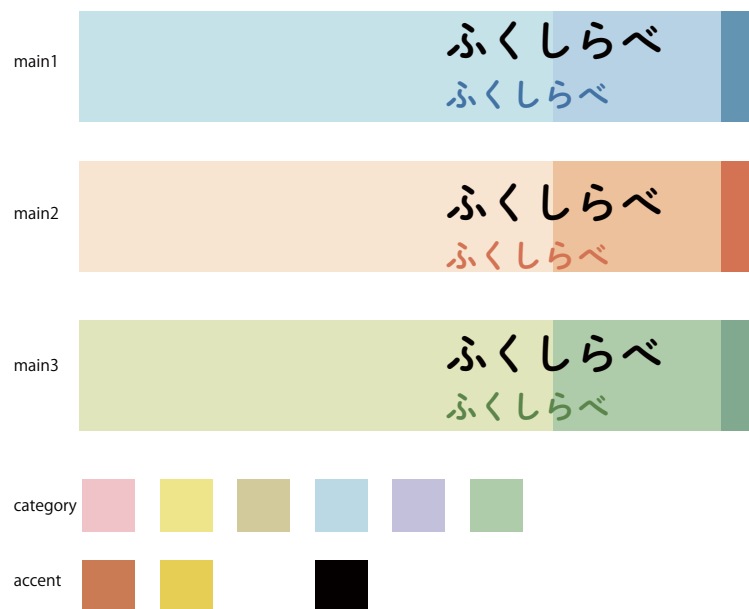


認知症のこと、健康寿命のことなど、相談の前段階で持っておきたい情報を発信します。また相談先を案内することで一步を踏み出す背中を押します。

DESIGN RULE

- ふくしべのビジュアル設計 -

Color



カラーユニバーサルデザインに基づいた色彩設計。コンテンツ数が多いため、閲覧時に現在地を把握しやすいようカテゴリごとに色分け。視認性が高くやわらかい印象をもつフォント。イラストはシーンの描写が多くなることから細いアウトライン。

リニューアルに向けて更に見やすいよう調整していきます

Fonts

見出し - 秀英丸ゴシック

本文 - 秀英角ゴシック

Illust



WRITING RULE

- ふくしべ原稿の書き方設計 -

2

みたけどわからない

再編集

福祉の情報や高齢期のヒントをわかりやすく伝える



伝えたより伝わった

私たちが伝えたという事実より、相手に伝わったかどうかを優先します

3

本当に相談していいか不安

ご案内する

気軽に相談できることを伝えて、窓口へ誘導する。



相談のハードルを下げる

共感できるエピソードをまじえ、「〇〇に相談してくださいね」と促す

話者設定

共感を得られる文章にするために、横浜の福祉にちょっと詳しい第三者という設定で書いていきます。

文章のターゲット

すべての市民が対象ですが、記事の内容に合わせて自分ごとだと感じて欲しい人をターゲットにします。

7つのルール

1 ここに相談してくださいね、と背中を押す

2 こんなことってありますよね、と相手の立場に寄り添う

3 なじみのある言葉遣いで、親近感を持ってもらう

4 最後にはアクションにつなげる語りかけをする

5 困っている人が頭のなかで整理できる情報量にする

6 根拠を示すためには、ネガティブなことも伝える

7 大事なことは、煽らずごまかさず、まっすぐ伝える

R3 RENEWAL

- 令和3年度の修正点 -



メインビジュアル変更



介護の相談先コンテンツ作成&公開



高齢期のヒント集、記事増加。調べ方を変更

(案)

参考資料
令和5年度 第2回
横浜市介護保険運営協議会
(令和5年8月24日)

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 認知症施策推進計画 素案

目次

1. 計画の目的	P.2
2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P.2
3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～	P.4
4. 第8期計画の評価	P.6
5. 第9期計画の基本目標と施策体系	P.8
6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.10
7. 認知症施策推進計画の施策の展開	P.39
8. 第9期の介護サービス量の見込み・保険料の設定	P.49
9. 計画策定の趣旨	P.51

1. 計画の目的

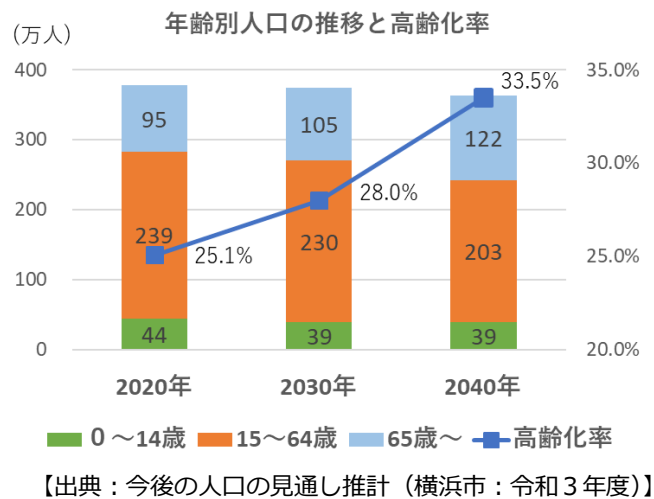
横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は、今後も増加が続く見込みです。2040年にかけては、85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、介護・医療・生活支援などが必要になる市民が増大することが予想されます。

横浜市ではこれらの課題に対して、『ポジティブエイジング』を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いのもと、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

2. 横浜市の高齢者を取り巻く状況

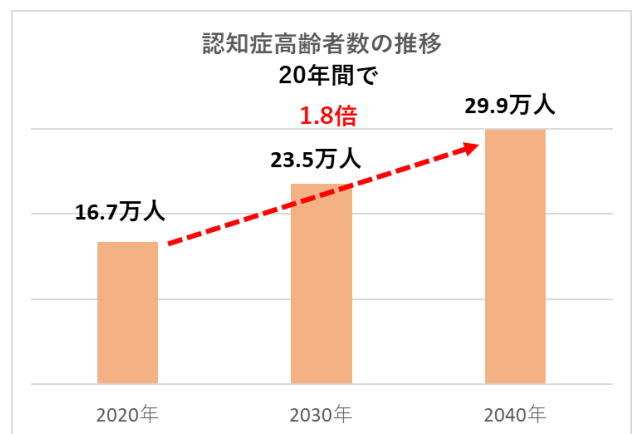
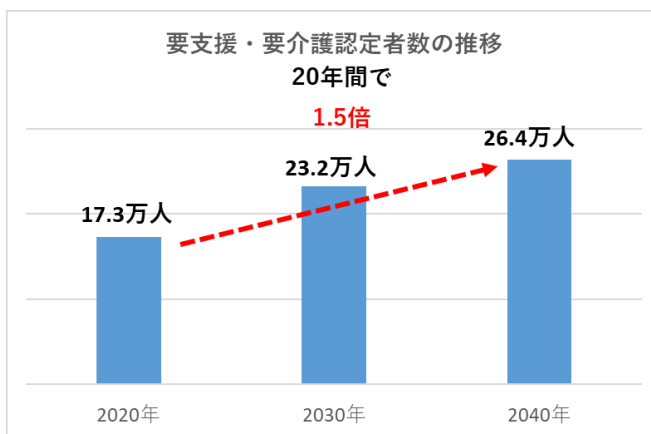
(1) 高齢者人口の増加

横浜市の高齢者人口は引き続き増加傾向であり、2040年には全人口の3人に1人が高齢者になると推計されています。



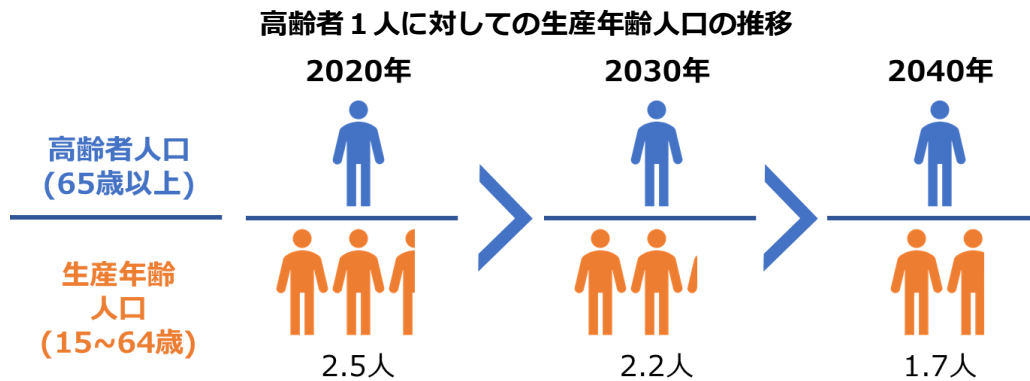
(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。



(3) 生産年齢人口の減少

生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。このため、介護人材の確保・定着支援とともに、地域における支え合いの仕組みづくりが重要です。

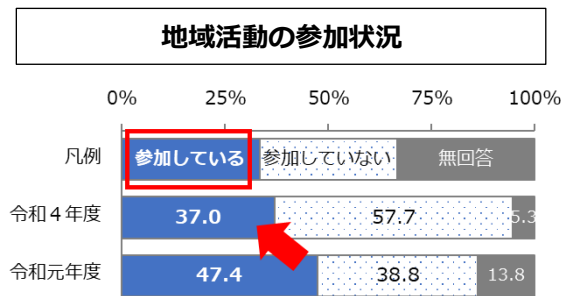


【出典：今後の人口の見通し推計（横浜市：令和3年度）】

(4) 高齢者実態調査の結果（令和4年度 横浜市高齢者実態調査より）

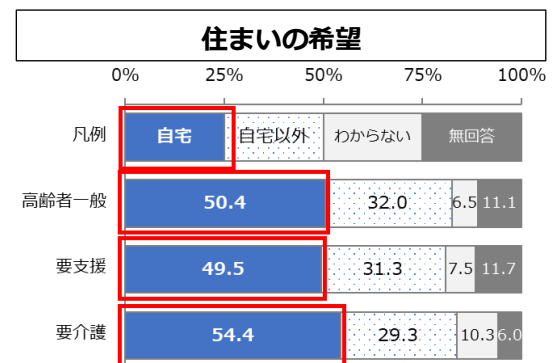
・地域活動への参加率の低下

前回調査に比べ、高齢者の地域活動への参加状況は、大幅に減少しています。これは、コロナ禍による外出控え等の影響が一因と考えられます。



・介護が必要になっても「自宅で暮らしたい」

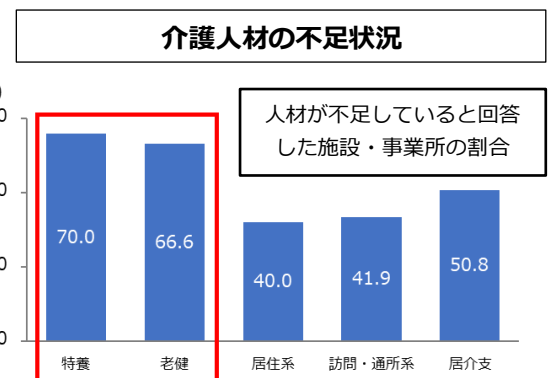
介護が必要になった場合の暮らし方について、多くの方が、介護サービスを利用しながら、できるだけ「自宅」での生活を継続することを希望しています。



・多くの事業所で、介護人材が不足

施設系・居住系・在宅系のあらゆる介護施設・事業所で人材が不足しています。

特に、施設系サービスでは約7割で人材が不足しており、今後の要介護認定者・認知症高齢者の増加を見据え、人材の確保・定着支援が必要不可欠です。



3. 横浜型地域包括ケアシステム～中長期的な将来像～

(1) 2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像

中長期的な将来像

- 地域で支え合いながら、
- 介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点3

「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点4

医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

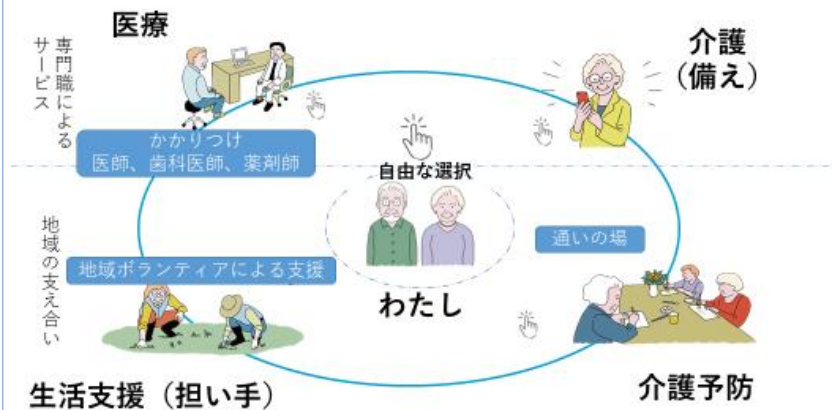
視点6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用することにより、介護現場における利便性や生産性の向上に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

- ・身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験等を活かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- ・地域にかかりつけ医、薬局があります。
- ・医療等ケアが必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えられます。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

心や体に変化を感じ始めた時

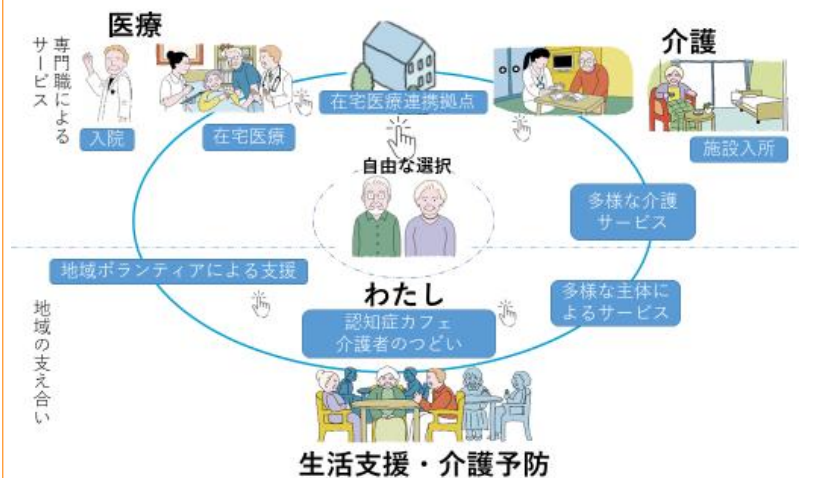
- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリの機会や地域とのつながりの機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- ・認知症の早期発見機会があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

医療や介護（ケア）が必要になった時

- ・本人の状態や希望に合わせ、多様な介護保険サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院や在宅生活も途切れなく安心して暮らせます。
- ・身近な地域では、認知症の人やその家族の居場所づくり、介護者支援があります。



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

4. 第8期計画の評価

横浜市の第8期計画（計画期間：令和3（2021）～令和5（2023）年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は以下の通りです。

【達成状況の見方】

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上） ★★★：達成度が50%以上 ★：達成度が0%以上
 ★★★★：達成度が75%以上 ★★：達成度が25%以上 —：計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000人	62,000人	89,764人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。
- 🔹 新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しました。通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791人	378,000人	395,375人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことによって、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。
- 🔹 地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホーム入所者の平均待ち月数	11か月	10か月	9か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。
- 🔹 介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが実態調査から判明しました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

IV 安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497人	800人	1,477人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 介護職員の住居借上支援事業や、高齢者施設における介護ロボット・ICT導入支援を進めること等により、一定の人材確保につながりました。
- 🔹 介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的としたICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上を図っていくことが必要です。

V 地域包括ケアの実現のために

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。
- 🔹 実態調査の結果では、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低くなっています。エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及・啓発が必要です。

VI 自然災害・感染症対策

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 新型コロナウイルス感染症対策として、介護サービス事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。
- 🔹 高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和4年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるような作成支援を行うなど、行政からのより一層の働きかけを行います。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140人	250人	151人	★★★
認知症にとっても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内1か所から4か所へ増配置しました。
- 🌸 本人ミーティングを年10回開催し、1回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。
- 🔹 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。
- 🔹 認知症に関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民の方への普及啓発を拡充する必要があります。

5. 第9期計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

ポジティブ エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続きのデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

II 生き生きと暮せる地域づくりを目指して

- 地域との協働・共存を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 外国人介護人材の確保を推進するとともに、介護職のイメージアップのための啓発・教育活動を行い、介護人材の中長期的な確保を図ります。
- ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護事業所等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

介護サービス量の見込み

ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を支援します。

3 医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。

○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。

○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

・保険料の設定

6. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

1 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発 ～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組めます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、高齢期の暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組みます。○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組めます。○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組めます。
------	--

ポジティブ エイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等を活用し、市民が高齢期に必要な情報にたどり着けるような広報活動に取り組めます。
------	--



「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブ エイジングの実現に向けて～

横浜市では、今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが、社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」(※)のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めました。



事業内容

- フレイル予防の4本柱である運動、口腔ケア、栄養、社会参加に一体的に取り組める仕組みづくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。
- フレイル予防の4本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の3つの取組を推進します。
- 市内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。
- 民間企業と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。

「フレ！フレ！フレイル予防！」は横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶



「フレイル」、「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、認知機能、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。



「ロコモ」

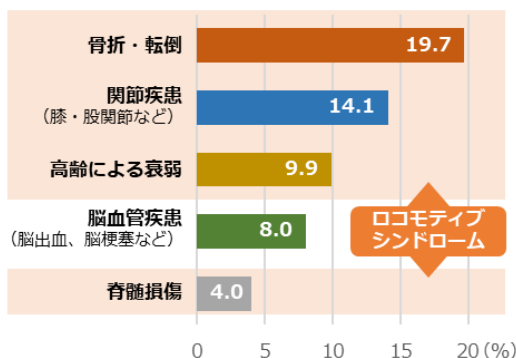
ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや、要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。



ご存知ですか？介護が必要になった原因

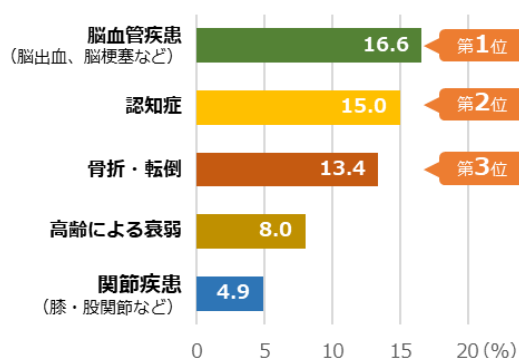
要支援 の認定理由、上位5位のうち、4つはロコモティブシンドローム

<要支援になった要因> 令和4年度横浜市高齢者実態調査



要介護 の認定理由の1位は脳血管疾患、2位は認知症、3位は骨折・転倒

<要介護になった要因> 令和4年度横浜市高齢者実態調査



本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--



エンディングノート

～これからの人生を自分らしく生きるために～

エンディングノートはこれまでの人生を振り返り、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すノートです。自分らしい生き方を選択し、大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し、書き方講座が開催されています。

各区のエンディングノートは、各区高齢・障害支援課の窓口にて説明をしながら配付しています。



18区のエンディングノート

■例えばこんな内容を書くことができます

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 大切な人へのメッセージ

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に、「もしも手帳」の配布を進めます。
------	--



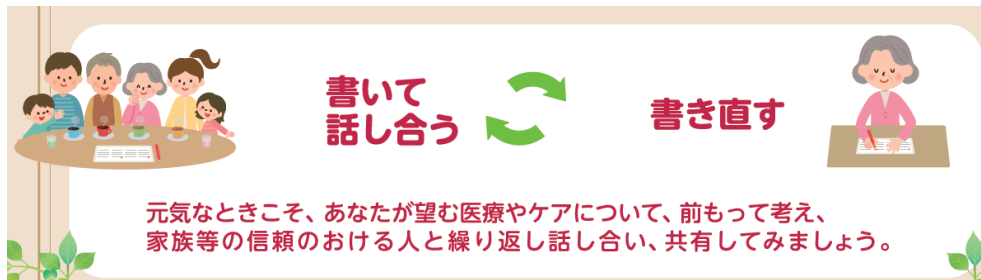
アドバンス・ケア・プランニング (ACP)

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。



「医療・ケアについての『もしも手帳』」

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、本人の考えを家族等と話す際の手助けとなるよう、市民の皆様は「もしも手帳」を配布しています。“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容です。



住まいの終活の促進

事業内容	○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて、「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。
------	---

介護サービス情報の公表

事業内容	○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。
------	--

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト（ハートページ）の発行

事業内容	○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。 ○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、市ホームページ等で提供します。
------	---



ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、ふくまちガイドを策定しました。

ふくまちガイドは、横浜市のホームページで公開しているほか、区役所などで配布しています。ぜひガイドを手にとっていただき、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」を考え、一人ひとりのアクションにつながるきっかけになれば幸いです。

2 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、各種申請手続きのデジタル化など、市民の利便性向上を図ります。

(1) 高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、市・区役所の福祉保健センターのほか、「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザや、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行う高齢者施設・住まいの相談センターなど、様々な関係機関と連携しながら取り組んでいます。
------	--

(2) 市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続きの利便性向上

新規

事業内容	○「横浜 DX 戦略」に基づき、 <u>要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務にかかる各種申請手続きのオンライン化を図り、スマートフォン等で手続きが完結できるようにします。</u>
------	--

II 生き活きと暮せる地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の介護・医療・保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。
また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるができるよう、「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と、「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を共に推進します。

(1) 効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の介護・医療・保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。
------	--

(2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○各種データの活用や、地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者等の把握を行います。○フレイル状態にある高齢者やフレイルリスクが高い高齢者に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着眼した、各種医療専門職による支援（ハイリスクアプローチ）や、必要な情報提供等を行います。○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。
------	---

コラム 横浜市のフレイル対策のポイント

フレイルの状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。

フレイルを改善し、自立した生活を送る力（生活機能）をできる限り維持していくためには、心身機能の維持・改善と、病気の発症の予防や重症化予防の、両方の視点を持った取組を行うことが重要です。

横浜市では、各種データの活用等により、フレイル状態にある高齢者や、フレイルリスクが高い高齢者を把握し、一人ひとりの健康課題に着目した医療専門職等による支援を行います。

あわせて、高齢者が社会とつながり、少しでも長く、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の介護予防活動や助け合い活動など、各種取組につなげる支援にも取り組んでいきます。



地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、各地域の活動に必要な支援を実施します。</u> ○高齢者の興味関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し、充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、デジタル技術の活用など、様々な活動内容の展開を支援します。 ○<u>通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能の評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。</u> ○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を發揮できるよう支援します。 ○地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、<u>より効果的な人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。</u> ○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。
------	--

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）**新規**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○通いの場等への参加に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加者の参加の状況や健康状態等のデータ収集を通じて、効果的な介護予防施策の立案を図ります。
------	---

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実**拡充**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、地域の通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。 ○多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。 ○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。
------	--

（3）自立を目指した多様なサービスの充実**ボランティアや専門職によるサービスの充実****新規**

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握方法の検討を進めます。 ・住民主体のボランティア等による介護予防・生活支援の充実に向けた、サービスB等の見直し ・専門職による訪問指導等の充実（サービスCの見直し） ・基本チェックリストの実施対象者の拡大などの検討 ○サービスAについて、国による検討会による議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。
------	--

(4) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

コラム 健康横浜 2 1

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～

健康横浜2 1は、横浜市民の最も大きな健康課題の1つである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針です。生活習慣病の発症予防等に、市民・関係機関・行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指しています。

健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、生活習慣の改善（栄養・食生活、歯・口腔、喫煙、飲酒、運動等）、生活習慣病の発症予防や重症化予防（健康診査、がん検診等）などの取組を進めています。

いつまでも自分らしく活躍できるように、無理なくできることから健康づくりに取り組んでみませんか。



横浜市健康診査 ～1年に1回、健診を受けましょう～

心臓病、脳卒中などの循環器疾患を中心とした生活習慣病予防対策のひとつとして、対象者の方に、年度に1度、横浜市健康診査を実施しています。下記の対象以外の方で40歳～74歳の方は、ご加入の健康保険で特定健康診査をご活用ください。

- 対象：横浜市に住所を有する神奈川県後期高齢者医療制度被保険者の方
40歳以上の生活保護受給の方及び中国残留邦人支援給付制度適用の方
- 費用：無料
- 受診方法：直接、実施医療機関に電話で予約申込みをしてください。



食べる楽しみいつまでも♪ ～口から始める健康づくり・オーラルフレイル予防～

口は「食べる」「話す」など、とても大切な役割を担っていますが、加齢とともに歯の喪失などが原因で、噛む、飲み込むなどの機能が少しずつ低下してきます。「オーラルフレイル（お口の機能の衰え）」を予防することは、「フレイル」そのものを予防することにもつながります。

- 毎日の歯みがきで、むし歯・歯周病を予防し、お口の中を清潔に保ちましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、適切なアドバイスを受けましょう。
- お口の体操で噛む力・飲み込む力・滑舌を鍛えましょう。

パタカラ体操

- 1.「パ」…唇をはくように
- 2.「タ」…舌先を上の前歯の裏につけるように
- 3.「カ」…舌の奥を上顎の奥につけるように
- 4.「ラ」…舌をまるめるように



低栄養を予防しましょう ～1日3食、しっかり食べて健康なからだづくり～

高齢期になると、食欲の低下による欠食、食事摂取量の低下などにより、気づかないうちに栄養が足りていない状態になっていることがあります。

やせて、栄養が不足すると、抵抗力が低下し、フレイルにつながる可能性もあります。

粗食をやめ、毎日しっかり食べて、やせや栄養状態の低下（低栄養）を予防することが大切です。

低栄養を予防するための食事のポイント

- 1日3食、多様な食品を含むバランスの良い食事を心がけましょう。
- 筋力維持のために、筋肉を作るたんぱく質も忘れずにとりましょう。
- 10食品群（魚、脂質、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、いも、卵、大豆製品、果物）を毎日積極的に食べましょう。



2 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）【再掲】

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○通いの場等への参加に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加推進ポイント事業（仮称）」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加者の参加の状況や健康状態等のデータ収集を通じて、効果的な介護予防施策の立案を図ります。
------	---

(2) 就労等を通じた、社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭から高齢者に適した軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者（登録会員）に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。
------	--

シニア×生きがいマッチング事業 よこはまポジティブエイジング（モデル事業）

新規

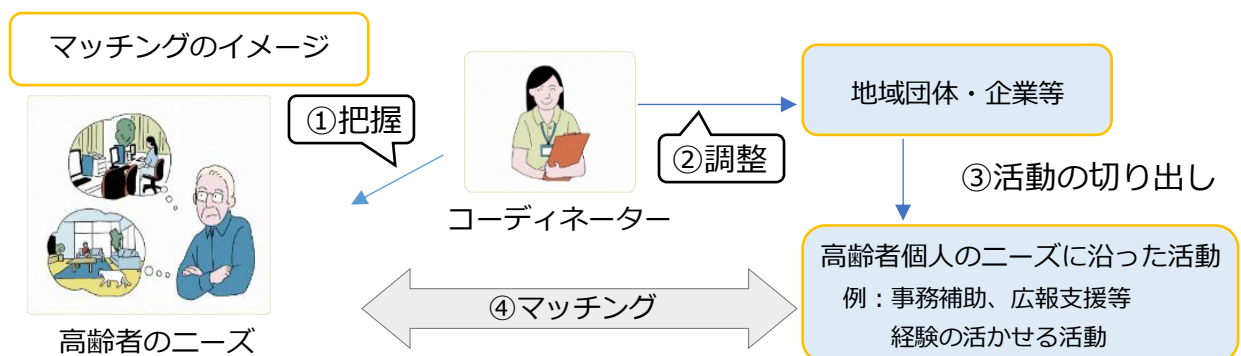
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者個人のニーズに基づいて企業や団体から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。 ○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。
------	---

コラム シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」（モデル事業）

令和5年度よりモデル実施する「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、ご本人の希望に沿った活動を地域団体や企業から活動を切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を活かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！



よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法の検討を行います。○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。
------	---

(3) シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、区老連のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。○新たなリーダーの養成や30人未満クラブの支援を拡大し、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して高齢者の仲間づくりを支援します。
------	---

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者等外出支援の観点で、敬老パスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老パス制度も検討していきます。
------	--

3 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。○医療・介護のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

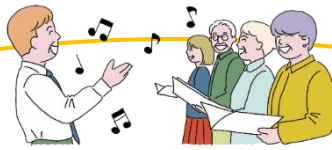
新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○多様化する個別ニーズに応えるため、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。○介護予防・社会参加できる機会を提供するなど、生きがいや役割を持って生き生きと生活できる地域づくりを支援します。
------	---



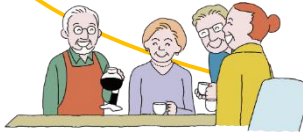
多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

さがせる！

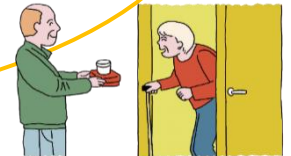


みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方にご活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ 検索



住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

空家の高齢者向け活動支援拠点等としての活用支援

事業内容	○空家所有者と活用希望者とのマッチング、専門相談員の派遣、改修費補助などにより、高齢者向け活動支援拠点等への活用を総合的に支援します。
------	---

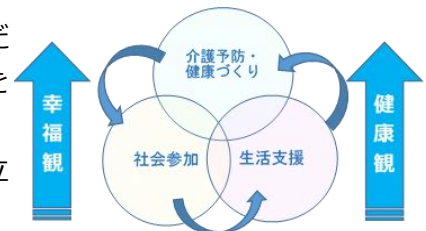
多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスの創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	--



「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」の一体的推進

高齢者の運動機能や栄養状態などの心身機能の改善や病気の管理だけでなく、居場所づくりや社会参加の場の充実など、高齢者本人を取り巻く環境を整えることも含め、幅広い視点に立った「介護予防・健康づくり」の取組により、地域の中で生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができる地域の実現を目指します。



今後、更なる高齢化に伴い単身世帯等が増加することにより、高齢者の買物や掃除などの「生活支援」の必要性が増していきます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに応えるため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支えられる側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の「社会参加」を推進します。

地域とつながりを持って社会的役割を担うことにより、支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズを満たしていくと同時に、活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防の効果を高める相乗効果を目指し、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めます。

4 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザや老人福祉センター等の機能強化を図ります。 ※地域ケアプラザの機能強化については、25 ページ参照

コラム 地域ケアプラザ ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」、「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

地域ケアプラザ ※1

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

- 所長
 - 保健師等
 - 社会福祉士等
 - 主任ケアマネジャー等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- など

地域包括支援センター※2

- ※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。
 ※2 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

老人福祉センターの機能の向上

事業内容

○各区に設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、生涯を通して元気なシニアが活躍できるよう、「健康づくり」、「体力づくり」、「介護予防」に向けた機能の強化を図るメニューや、社会参加につながるメニューを充実します。

Ⅲ 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営に向けた支援に取り組みます。
------	--

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、または、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に 1 か所以上の整備を行い、看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上の整備を進めます。 ○区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等を勘案した上で、特に未整備圏域の解消に重点を置きつつ、計画的に整備を進めます。 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対し、必要なサービスが提供できるよう整備を進めます。
------	--



24 時間対応可能な地域密着型サービス

『小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護』

小規模多機能型居宅介護はご本人の様態や希望に応じて、「通い」「宿泊」「訪問介護」といったサービスを柔軟に組み合わせて、「在宅で継続して生活するために」必要な支援をします。

「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問介護」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。

看護小規模多機能型居宅介護は、「通い」「宿泊」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせ、看護と介護を一体的に提供するサービスです。退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続などのニーズに対応します。



2 在宅医療・看護

施策の方向性

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するために、在宅医療連携拠点を軸とした医療・介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及・啓発を進めます。

(1) 医療・介護連携の強化

在宅医療連携拠点

事業内容	○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援や、医療機関、訪問看護ステーション、介護系事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	--

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	○より多くの医師が在宅医療に取り組めるようにするため、医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	---

(3) 在宅医療の普及・啓発

脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

事業内容	○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配布します。
------	---

(4) 医療に繋がるための支援

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。 ○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。 ○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬等や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	---

3 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。○高齢者等の生活課題解決に向け、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。○夜間利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務とすることにより、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。
------	--

(2) 高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関であるよこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。
------	--

高齢者虐待防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--



成年後見制度の利用促進に向けて

成年後見制度は、認知症高齢者の方や知的障害や精神障害のある方などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には、「後見」「保佐」「補助」と3つの類型に応じて家庭裁判所が本人に適切な方を選任する「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる方の数は、今後ますます多くなることが見込まれています。横浜市における成年後見制度の中核機関であるよこはま成年後見推進センターでは、制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援等、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進に向けて、中心となって取組を進めています。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センターでパンフレットを配布しています。お気軽にご相談ください。

■よこはま成年後見推進センターHP

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/>



(3) 介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。 ○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署にて横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。
------	--

介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

4 医療・介護・保健福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

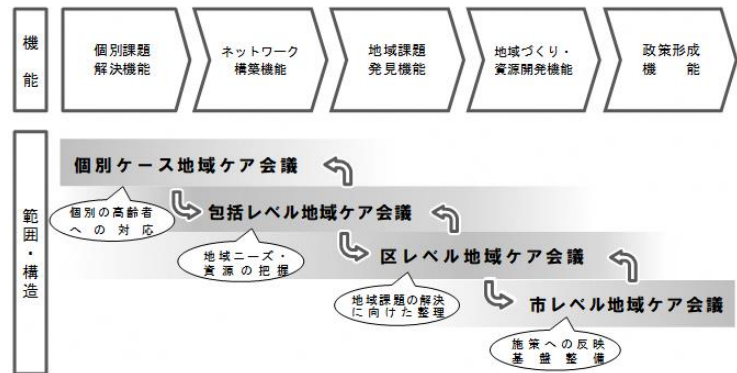
地域ケア会議

事業内容

○多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

コラム 地域ケア会議

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。



ケアマネジメントスキルの向上

事業内容

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して課題や意識の共有を図り、ケアマネジメント技術の向上を目指します。
- 相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修実施を支援します。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容

- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供やケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
- 高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。
- 地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設・住まいを整備します。

特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等の施設等について必要な整備量を確保します。

	上段：年度末の定員数			下段：年度中の増減		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
特別養護老人ホーム (サテライト型含む)	調整中 ※第3回協議会でご報告します。					
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)						
特定施設(介護付き有料老人ホーム等)						
介護老人保健施設						
介護医療院等						
	第8期計画の実績(R5は見込み)			第9期計画の見込み		

(1) 施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備(サテライト型含む)

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

介護老人保健施設

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

介護医療院

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

認知症高齢者グループホーム

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

特定施設・有料老人ホーム

事業内容	調整中 ※第3回協議会でご報告します。
------	------------------------

(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	○実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。また、サービス付き高齢者向け住宅を引続き特定施設の公募対象とします。
------	--

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

生活援助員派遣事業

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く福祉の対応が必要な一般公営住宅への派遣を拡充します。
------	--

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

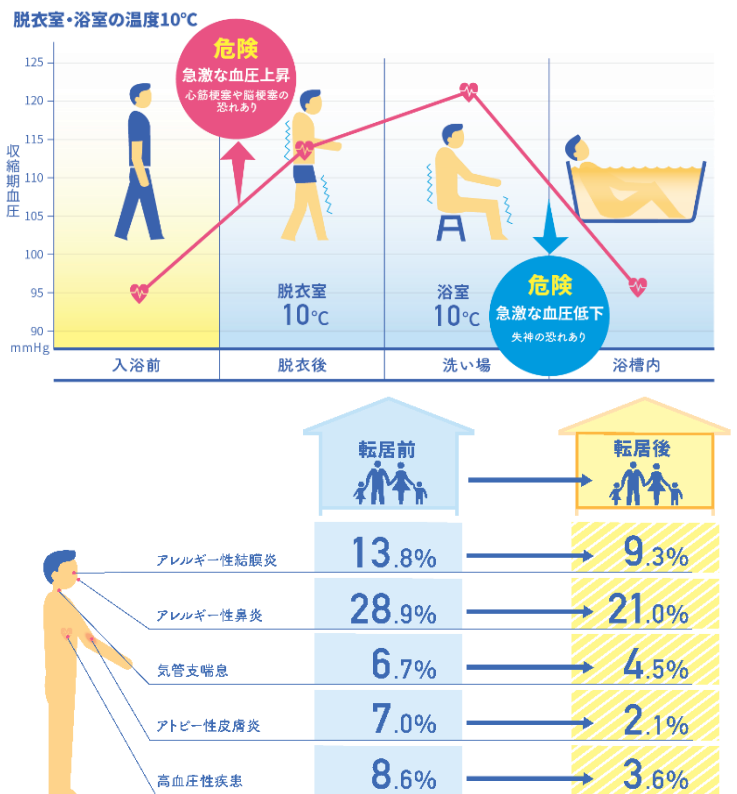
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。
------	--

コラム 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅

○ヒートショックによる年間死者数は、交通事故死による死者数を上回っています。

○暖かい部屋から寒い脱衣所や浴室に入ると血圧が急上昇し、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす危険性が高まります。さらに、お湯につかると血圧が急降下し、失神を起こし溺死する恐れもあります。このため、住宅の断熱化などにより、部屋と脱衣所や浴室との温度差を小さくすることが効果的です。

○また、高气密・高断熱な省エネ住宅は少ないエネルギーで室内外温度差を小さくすることができ、結露を減らし、カビ、ダニの発生を抑制することで、アレルギー性疾患の原因を減らし、アレルギー症状の緩和が期待できます。



資料：「なっとく！省エネ住宅を選ぶべき6つの理由」（横浜市建築局）

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

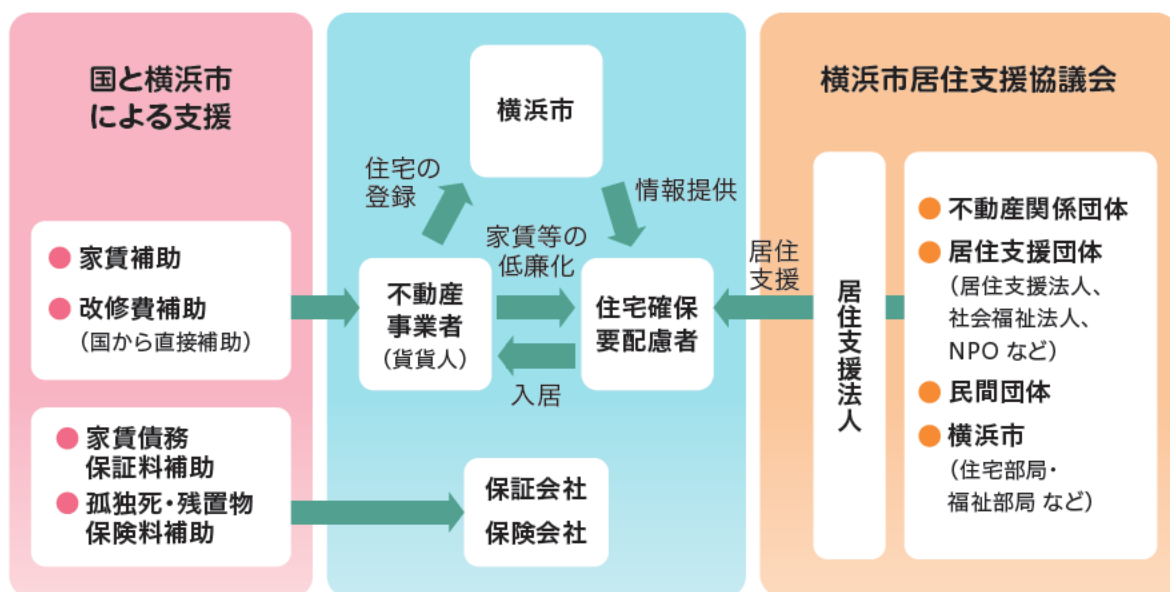
住宅セーフティネット制度の推進

拡充

事業内容	<p>○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。</p> <p>○経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。</p> <p>○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。</p>
------	--

コラム 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度は、賃貸住宅の空き室などを活用し、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とした制度です。住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録（セーフティネット住宅）、入居者の経済的な負担を軽減するための家賃などへの補助、住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会）の3つの仕組みから成り立っています。



国交省説明会資料に基づき作成

2 相談体制・情報提供の充実

施策の方向性

多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うために「高齢者施設・住まいの相談センター」や「施設のコンシェルジュ」等の充実に取り組みます。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター ○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行い、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。 ○相談者の利便性向上を図るため、引き続き土日相談やオンライン相談を実施します。
	(イ) 施設のコンシェルジュ ○特別養護老人ホームの入所申込者に寄り添いながら、個々の状況に適したサービスの選択につなげることができるよう、高齢者施設・住まいの相談センターに施設のコンシェルジュを配置します。
	(ウ) 横浜市「住まいの相談窓口」 ○横浜市居住支援協議会の相談窓口や、「住まい・まちづくり相談センター 住まいるイン」等において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行ってまいります。



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム など

住所 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおかオフィスタワー14階
月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談を受付します
電話 045 (342) 8866 FAX 045 (840) 5816



相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話か FAX でご連絡ください。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

施策の方向性

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

介護職経験者の復職支援

新規

事業内容	○潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。
------	--

資格取得と就労支援

拡充

事業内容	○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。 ○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。 ○これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。
------	---

住居確保の支援

拡充

事業内容	○新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。また、より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。
------	---

高校生の就労準備支援

事業内容	○高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験+アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。
------	--

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

拡充

事業内容	○小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や、介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施を拡充します。 ○小・中学校の先生を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を勧奨し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進も図ります。 ○介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。
------	---

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。
------	---

コラム 外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市のホームページで公開しています。

【ベトナム編】
【インドネシア編】
【中国編】

海外から介護インターンとして来日しました!!



日本の介護と日本語を勉強するため、ベトナムから来たハンさんとホアさん。2人が日本に来た想いとは・・・。



2 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の介護サービス事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 ○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。また、介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。
------	--

介護事業所向けのハラスメント対策

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護事業所向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等に対する対応を相談できる「ハラスメント相談センター（仮称）」の設置により、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援をすることで介護職員の定着支援を進めます。
------	---

3 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	---

経営者向け研修

事業内容	○介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	--

事業所単位表彰制度

事業内容	○高齢者の生活の質の向上に資するような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。 ○市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。 ○介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。
------	---

4 介護現場の生産性向上

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を図ります。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

拡充

事業内容	○市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の生産性向上を促進します。また、補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。
------	--

タスクシフティング

新規

事業内容	○好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の多様な働き方の導入を促進します。また、介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の生産性向上につなげます。
------	---

申請手続等のデジタル化

新規

事業内容	○介護事業所の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続を電子化します。 ○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。
------	--

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

1 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務執行の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	---

ケアプラン点検

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに地域の社会資源や課題等を共有します。
------	--

コラム 「ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検」

令和4年度より、横浜市内で活躍している介護支援専門員を対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。

居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、

市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付に繋げていきます。

9期計画においてもより多くの介護支援専門員に参加いただけるよう拡充します。



(2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

介護事業所に対する指導・監査の強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	---

(3) 苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。
------	--

2 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力の強化を図ります。

自然災害・感染症発生時相互応援成事業

事業内容	○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力金を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制を構築します。
------	---

福祉避難所の協定締結

事業内容	○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受入れを行います。
------	--

福祉避難所への備蓄物資の配付

事業内容	○福祉避難所に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。
------	---

業務継続計画（BCP）策定の推進

事業内容	○高齢者施設等において感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	---

コラム 避難確保計画の策定

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ円滑に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する高齢者施設等は、火災や地震に対する計画だけでなく、災害情報の入手方法、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統など、災害の種別に応じた避難に関する計画を作成します。また、その計画に基づいた訓練を実施します。

災害時要援護者支援

拡充

事業内容	○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、ご本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

住宅の地震対策の推進

事業内容	○旧耐震基準※の住宅について、耐震診断や耐震改修、除却（木造に限る）にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。（※昭和 56 年 5 月末以前の基準）
------	---



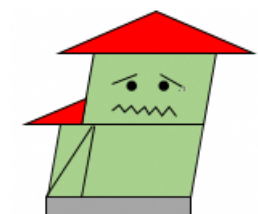
大地震が起きる確率

文部科学省が管轄する地震調査研究推進本部によると、横浜市において、今後 30 年以内に高い確率で震度 6 弱以上の大地震が発生すると言われてしています。（令和 3 年 3 月公表「全国地震動予測地図」より）

※震度 6 弱とは、

人 間：体感・行動としては立っていることが困難

木造建物：耐震性の低い住宅では、倒れるものがあり、耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。



出典：気象庁震度階級関連解説表

3 防災・感染症予防対応力の向上

施策の方向性

平時からの準備と自然災害・感染症発生時に適切な対応ができるよう、研修等を行います。

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	○特別養護老人ホーム等における感染症の発症を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染担当者等を対象とした研修を実施します。
------	--

7. 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

1 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	<p>○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事としてとらえられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。</p> <p>○「認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催します。</p>
------	--

認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	<p>○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の方と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。</p> <p>○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。</p> <p>○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。</p>
------	---

キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	<p>○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の方と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成講座を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。</p>
------	---

コラム 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守り、自分でできる身近なところから考え、手助けをする応援者です。

認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター：ロバ隊長



◆ 認知症サポーターの活動

地域 近所に気になる人がいればさりげなく見守る、認知症になっても友人付き合いを続けていく、認知症の人と暮らす家族の話し相手になることなども、認知症の基本を学んだサポーターだからこそできる活動です。その他、認知症カフェなど地域の活動にも参加をしています。

職域 警察や消防、金融機関、スーパーマーケット・コンビニをはじめとする商店、交通機関など生活に密着した業種の人たちが多数、認知症サポーターとなっています。認知症が疑われるお客さまと接する際にも、適切な対応をとることができ、また最寄り自治体の関係機関と連携を図り、見守りや早期発見・早期対応に貢献しています。



★ まずは認知症サポーターから始めよう!!

本市では地域住民、小中学校や企業での認知症サポーターの養成を推進し、地域でも幅広い年齢層の認知症サポーターが活躍しています。認知症サポーター養成講座は各区で開催しています。

(2) 相談先の周知

認知症ケアパス（オレンジガイド）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○早期診断・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	--

(3) 認知症の本人からの発信支援

本人発信の場の拡大

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の本人とともに進めていきます。 ○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。 ○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で持ち、認知症についての普及啓発に努めます。
------	--

2 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 健康づくり・介護予防

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

事業内容	○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。〈再掲〉
------	---

軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進

拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	---

コラム 軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。軽度認知障害（MCI）とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態で、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■ 認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント2 適切な運動

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、軽度認知障害に関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

軽度認知障害に関するリーフレットや「認知症予防大作戦(社会保険出版社)」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

(2) 地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の拡大

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所で行われていることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、工夫した開催方法を取り入れた研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。○認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。(再掲)○認知症カフェについて、認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場という認識を定着させ、ニーズのあるエリアでの立ち上げを支援します。また、<u>認知症カフェ同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。</u>
------	--

コラム 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

また、認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。○<u>チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。</u>○<u>チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。</u>
------	--

コラム チームオレンジ

「チームオレンジ」とは、認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■ チームオレンジの活動の具体例・・・

- ・ 認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、より認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・ 地域に認知症の人が集える場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係機関が話し合っ、当事者のつどいを立ち上げた。
- ・ 地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。 など



チームオレンジが実現するとこんな街！



3 医療・介護

施策の方向性

本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることで、本人・家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

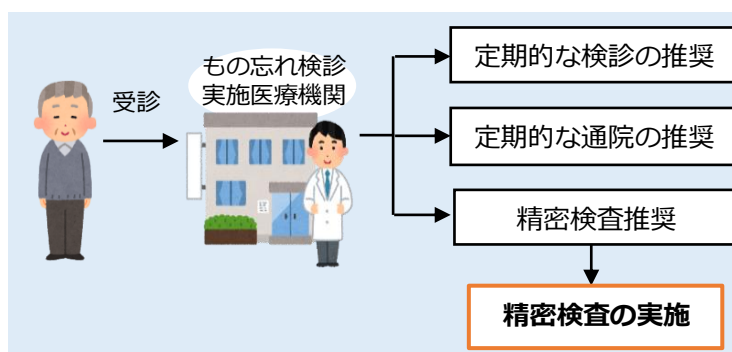
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。 ○MCI と診断された人が認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、取り組めるように支援を行います。〈再掲〉
------	--

コラム もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に見出し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて、関係機関と連携し、適切な支援・調整を行います。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援に関し、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	---

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。
------	--

(2) 医療体制の整備

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	<p>○認知症疾患医療センターについて、外部評価制度を導入し、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。</p> <p>○認知症疾患医療センターが地域の認知症に関する医療提供体制の中核としての役割を發揮し、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。</p> <p>○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSD（行動・心理症状：記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状）や身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。</p> <p>○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。</p>
------	--

コラム 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域での認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施しているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等の認知症対応力向上の推進

拡充

事業内容	<p>○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、<u>認知症サポート医等の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修を実施します。</u></p> <p>○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。</p>
------	--

(4) 介護従事者の認知症対応力向上の推進

介護事業所のための質の向上セミナー【再掲】

事業内容	<p>○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。</p>
------	--

4 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人々が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護保険事業所等の関係機関と連携しながら対応を進めます。○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

(2) 権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関であるよこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」、「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。
------	--

(3) 虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組めます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--

5 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○チームオレンジのモデル実施を検証し、本格実施に向けて検討します。(再掲) ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。(再掲) ○スローショッピングの周知や取組を進めます。 ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。 ○認知症の方への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の方と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。
------	--

(2) 見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進し、見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げるとともに利用者数の増を図ります。 ○厚生労働省のホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	--

コラム 行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症の方ご本人の情報を発見協力機関に伝え、協力機関が通常業務の範囲内で発見保護に協力する仕組みです



横浜市認知症高齢者等 見守りシール事業

行方不明になった認知症の方が早期にご自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいについて、介護者の視点からより参加しやすい手法や関心のある内容について検討し、主催者への研修等を行います。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署にて横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。〈再掲〉
------	---

相談事業の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおける、認知症に関する高齢者や家族の相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。 ○介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。
------	--

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。 ○若年性認知症についての正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。 ○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。 ○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の充実に努めます。
------	---

若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。〈再掲〉 ○介護事業所や障害事業所等へ若年性認知症の人の受け入れについて、周知や調整を図り、社会参加できる場を拡充します。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。 ○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実に努めます。
------	--

8. 第9期の介護サービス量の見込み・保険料の設定

第9期計画期間の介護サービス見込量等については、要介護認定者数（利用者数、サービスの利用実績）や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計します。

1 主な在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス等の見込量

（単位：人／月）

サービスの種類		第9期計画期間					
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
在宅	訪問介護（ホームヘルプ）	調整中 ※第3回協議会でご報告します。					
	通所介護（デイサービス）						
	訪問看護						
	通所リハビリテーション						
	福祉用具貸与						
	短期入所（ショートステイ）						
	特定施設（有料老人ホーム等）						
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
	小規模多機能型居宅介護						
	認知症高齢者グループホーム						
	地域密着型通所介護						
施設	特別養護老人ホーム						
	介護老人保健施設						
	介護医療院等						

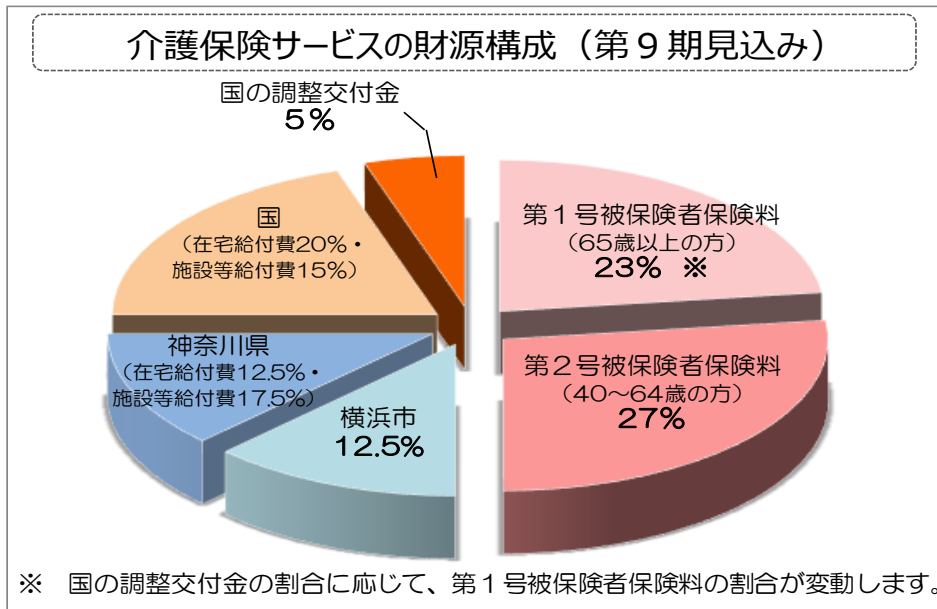
2 介護保険給付費

調整中
※第3回協議会でご報告します。

3 第9期計画の保険料の見込み

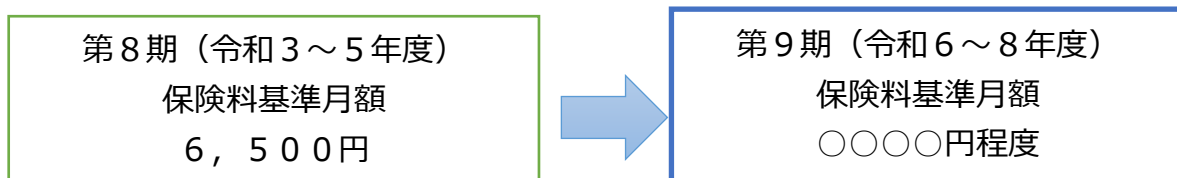
(1) 保険料の仕組み

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。



(2) 保険料基準額

第9期介護保険料は、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数や在宅・居住系・施設サービスの利用者数が増加するため、保険料が上昇する見込みです。最終的には介護報酬改定の影響や介護給付費準備基金の活用を踏まえて令和6年度予算案とあわせて公表します。



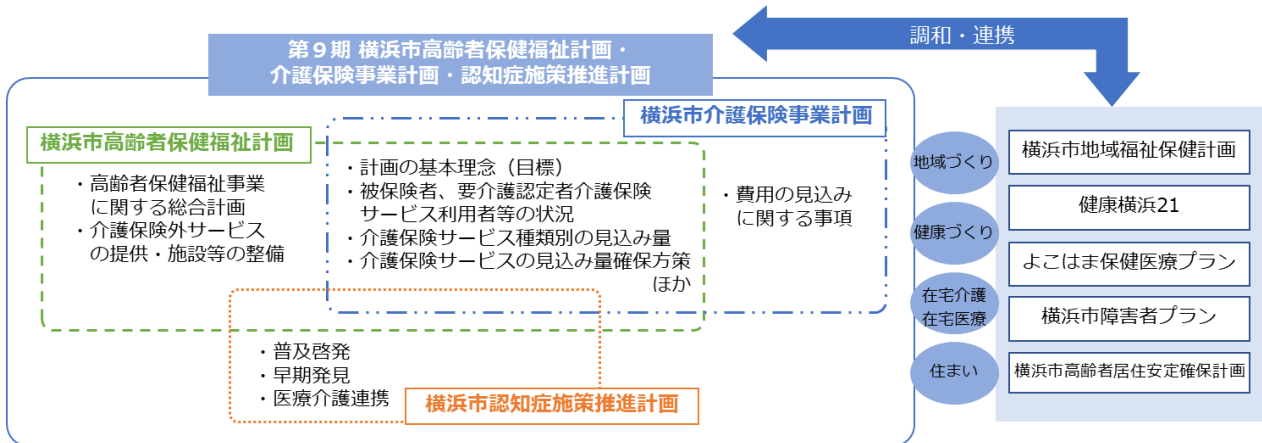
調整中

※第3回協議会でご報告します。

9. 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

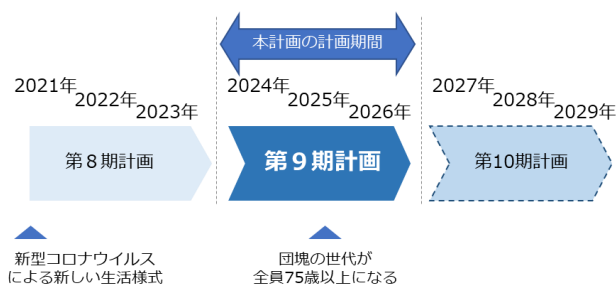
本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの他の関係計画と調和を取りながら、高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として定めています。



(2) 計画期間

第9期計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画です。

この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の水準を決定します。



計画へのご意見やご提案などをお書きください。

あなたのご意見をお寄せください。

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。

この素案をもとに、ご意見やご提案を頂きながら、今年度中に計画を策定します。

パブリックコメントを実施しています。
 皆さまのご意見・ご提案をお寄せください。
 11月1日（水）～12月1日（金）まで

ご意見・ご提案の提出方法

この冊子の内容に対する皆様のご意見・ご提案を募集しています。次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

郵便

⇒ 下記のハガキをご利用ください。

F A X

⇒ 045-550-3613

電子メール

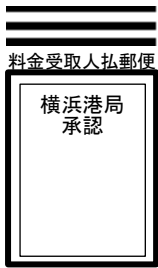
⇒ kf-keikaku@city.yokohama.jp

携帯電話
スマートフォン
パソコン

⇒ 電子申請フォームをご利用ください。
 (二次元コードまたは下記 URL からアクセスできます。)



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/dai8ki-keikaku.html>



郵便はがき
 2 3 1 - 8 7 9 0
 005

<受取人>
 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局
 高齢健康福祉課 計画調整係 行



氏名 _____

住所（居住区） _____ 区

電話番号 _____

年代 a.40 歳未満 b.40～64 歳
 c.65～74 歳 d.75 歳以上

■ 頂いたご意見・個人情報に関するご案内

- ・頂いたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
- ・頂いたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。ご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見は受け付けておりません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

TEL : 045-671-3412

FAX : 045-550-3613

E-mail : kf-keikaku@city.yokohama.jp

令和5年10月発行

個人情報取扱特記事項

(令和 5 年 4 月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第 1 条 横浜市 (以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約 (以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者 (以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務 (以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第 2 条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等 (以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所 (以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前 3 項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書 (第 1 号様式)により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第 3 条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 4 条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第 5 条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製 (作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(様式1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和5年●月●日までに健康福祉局地域包括ケア推進課へその旨記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 健康福祉局地域包括ケア推進課
氏名 伊藤・青柳・高野
電話 045-671-3464
F A X 045-550-4096
E-mail kf-chiikihokatsu@city.yokohama.jp

(様式5)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式6)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

提出書類

- 1 提案書類一式 (提出期限：令和5年10月18日(水))
- 2 質問書様式 (提出期限令和5年10月6日(金))※質問がない場合は提出不要

その他関係書類

- 1 業務説明資料
- 2 提案書作成要領
- 3 様式類電子データ (参考)

連絡担当者

所属 健康福祉局地域包括ケア推進課

氏名 伊藤・青柳・高野

電話 045-671-3464

F A X 045-550-4096

E-mail kf-chiikihokatsu@city.yokohama.jp

(様式7)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト)の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

結果①：最適であると特定しました。
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。
理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和5年●月●日までに健康福祉局地域包括ケア推進課へその旨記載した書面を提出してください。

連絡担当者
所属 健康福祉局地域包括ケア推進課
氏名 伊藤・青柳・高野
電話 045-671-3464
F A X 045-550-4096
E-mail kf-chiikihokatsu@city.yokohama.jp

(要領－ 1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名：令和5年度 「ふくしらべ」(ウェブサイト) の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署 健康福祉局地域包括ケア推進課
担当者名 伊藤・青柳・高野
電話番号 045-671-3464
FAX 番号 045-550-4096

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(要領－ 2)

提案者の業務経歴について

過去 10 年間の同種又は類似業務の実績の内容についてお書きください。

注：使用する文字は 11 ポイント程度とし、本様式 1 ページ以内にまとめてください。

(要領－3－1)

業務実施体制

	予定担当者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理担当者			
照査担当者			
担当者	1)		
	2)		
	3)		
	4)		
	5)		

注：所属・役職については、提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、
企業名等についても記載すること。

(要領-3-2)

予定従事者の業務経歴等

役割		氏名	
担当する分担業務の内容			
所属・役職			
業務経歴等(過去10年間)			
業務名称 (実施年度も記載)	発注元	概要	担当業務
その他(発表論文・表彰等)			
手持ち業務の状況(提案書提出時点)			
業務名称	発注機関名称	履行期限	

- ※ 役割欄には、管理者、担当者の別を記入する。
- ※ その他については、今回業務と同種・類似業務等を中心に記入すること。
- ※ 予定従事者1人ずつ作成すること。

(要領－４)

業務の理解度について

(1) 介護などで今困っている方や、将来年を重ねた時に備えて今から準備をしておきたい方が必要とする情報を掲載する「ふくしらべ」についての認識をお書きください。

(2) 今後、「ふくしらべ」が高齢者の行動変容につながるような発展をするために必要な点について、お考えをお書きください。

注：使用する文字は 11 ポイント程度とし、本様式 1 ページ以内にまとめてください。

(要領－ 5)

業務の実施方針について

(1) ふくしらが対象とする層へのニーズ調査の実施方針・具体的な計画をお書きください。

注：使用する文字は 11 ポイント程度とし、本様式 1 ページ以内にまとめてください。

(要領－ 5)

業務の実施方針について

(2) 継続・発展性のある WEB サイトの在り方の検討・提案について、具体的なご提案をお書きください。

注：使用する文字は 11 ポイント程度とし、本様式 1 ページ以内にまとめてください。

(要領－ 5)

業務の実施方針について

(3) 上記(1)・(2)を踏まえた改修企画について、具体的なご提案をお書きください。

注：使用する文字は11ポイント程度とし、本様式1ページ以内にまとめてください。

(要領-6)

業務の実施手法について

具体的な業務の進め方等を記載してください。(市との役割分担等)

注：使用する文字は 11 ポイント程度とし、本様式 1 ページ以内にまとめてください。

(要領－ 7)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：令和5年度「ふくしらべ」（ウェブサイト）の改修に向けた調査及び改修企画業務委託

1. 提案書の開示を承諾します。

上記の件について、

2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(要領－ 8)

ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

(従業員 101 人未満の場合のみ加算)

策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。(受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加算評価する。)

策定していない、又は策定しているが従業員 101 人以上

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

(従業員 301 人未満のみ加算)

策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」を提出すること。(受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加算評価する。)

策定していない、又は策定しているが従業員 301 人以上

(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得

取得している、又は認定されている

※次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は、「基準適合一般事業主認定通知書の写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）又は若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）を取得している場合は、「認定通知書の写し」を提出すること。よこはまグッドバランス賞認定を「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」又は「認定証の写し」を提出すること。

取得していない、又は認定されていない

(4) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している。(従業員 43.5 人以上の事業者)

※「達成している」を選択した場合、ハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書（事業主控）」（平成 3 年 6 月 1 日現在）の写しを提出すること。

従業員 43.5 人未満の事業者で、障害者を 1 人以上雇用している。

※雇用している労働者の定義は「1 週間の所定雇用時間が 20 時間以上で、1 年以上継続して雇用される者（見込みを含む）」をいう。

- 達成していない（従業員 43.5 人以上）又は障害者を 1 人以上雇用していない（従業員 43.5 人未満）

(5) 健康経営に関する取組

- 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のクラス AAA 若しくは AA の認証を受けている